



# 長野県報

10月10日(火)  
平成18年  
(2006年)  
第1802号

## 目 次

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（N P O推進チーム）	1
准看護師試験（医療チーム）	1
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策チーム）	2
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（都市計画チーム）	3
土地改良区役員の退任の届出（2件）（水と土・郷づくりチーム）	3

### 公 告

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年10月10日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大曾倉ふれんど

3 代表者の氏名

下平恵子

4 主たる事務所の所在地

長野県駒ヶ根市中沢9276番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、大曾倉近隣の人々とともに、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する事業を行い、よってこの地域の環境と福祉に寄与することを目的とする。

N P O推進チーム

#### 公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成18年10月10日

長野県知事 村井 仁

1 実施日時

(1) 期日

平成19年2月25日（日）

(2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

#### 2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護職員研修センター（看護総合センターながの内）

#### 3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

#### 4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

#### 5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成19年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

#### 6 受験手続

##### (1) 提出書類

ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）  
イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第1号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成19年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成19年3月8日（木）午前10時までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

##### (2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書にはって、消印しないでください。）により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

##### (3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 平成18年12月18日（月）から12月22日（金）までの消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県衛生部医療チーム

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 平成18年12月18日（月）から12月22日（金）までの午前9時から午後5時まで

(4) 場所 長野県衛生部医療チーム

## 7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、平成19年1月12日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

## 8 合格発表

(1) 平成19年3月12日（月）午後1時に長野県庁及び県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成19年3月12日（月）午後5時までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

## 9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手をはつたあて先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県衛生部医療チームあて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の提出期間内に長野県衛生部医療チームに申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることができます。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

## 10 試験に関する問い合わせ先

長野県衛生部医療チーム（電話 026-235-7144）

医療チーム

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド石芝店

松本市石芝3-15-78

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社アップルランド  
松本市大字今井7155-28

3 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前10時	午後11時	午前8時	午前1時

来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後11時30分	午前6時～午前1時30分

## 4 変更する年月日

平成18年10月15日

## 5 届出年月日

平成18年9月26日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

## 7 縦覧の期間

平成18年10月10日から平成19年2月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド豊科店

安曇野市豊科4488-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

## 3 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド				
小林製菓株式会社	午前9時	午後11時	午前8時	午前1時
増田 美恵子				
和泉 幸子				

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～午後11時30分	午前7時30分～午前1時30分
2	午前8時30分～午後11時30分	午前7時30分～午前1時30分

## 4 変更する年月日

平成18年10月15日

## 5 届出年月日

平成18年9月26日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

## 7 縦覧の期間

平成18年10月10日から平成19年2月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 3・5・16号千歳線

## 2 都市計画を定める土地の区域

3・5・16号千歳線

佐久市岩村田字上木戸、字外西浦、字内西浦、字柳堂、字下宿、

字宮の東、字曲口、字觀音堂、字東大門先、字西八日町の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム、長野県佐久建設事務所、佐久市役所

## 4 縦覧期間

自 平成18年10月11日

至 平成18年10月24日

都市計画チーム

## 公告

長野平土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成18年10月10日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

## 理 事

## 退 任

氏 名 住 所

萩原秋夫 長野市豊野町豊野694番地12

## 監 事

## 退 任

氏 名 住 所

宮下正好 長野市豊野町豊野1082番地

水と土・郷づくりチーム

## 公告

飯山国営土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成18年10月10日

長野県北信地方事務所長 古坂和俊

## 理 事

## 退 任

氏 名 住 所

木内正勝 飯山市大字常盤6078番地

## 監 事

## 退 任

氏 名 住 所

野口文明 飯山市大字飯山2092番地1

水と土・郷づくりチーム